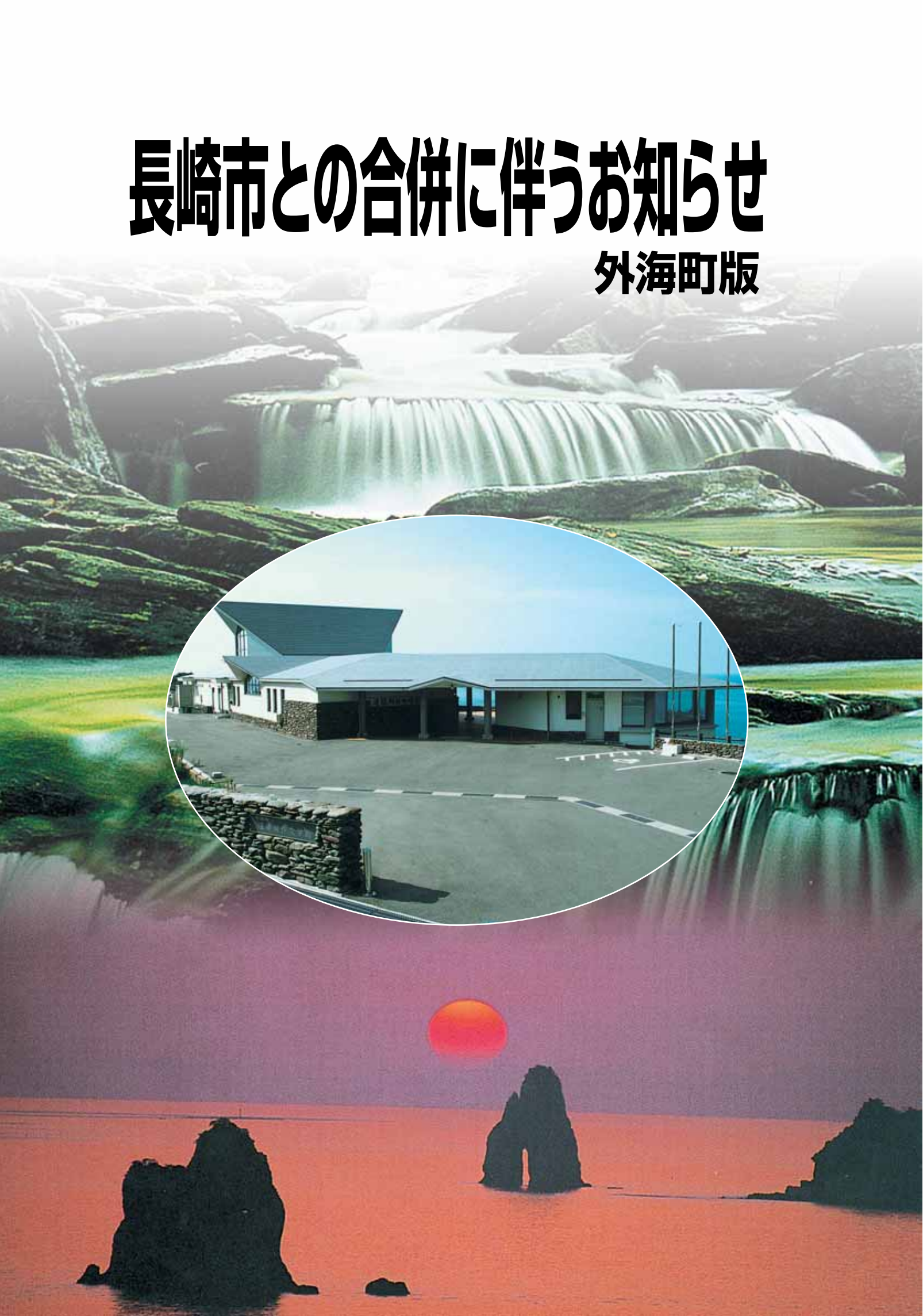


長崎市との合併に伴うお知らせ

外海町版



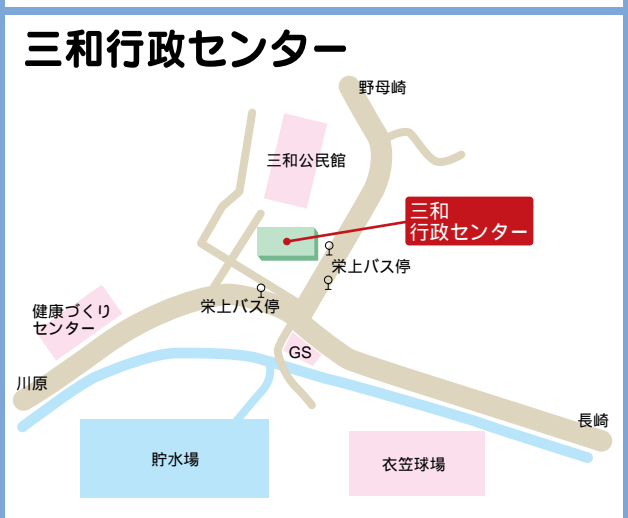
平成17年1月4日に香焼町・伊王島町・高島町・野母崎町・外海町・三和町が長崎市と合併することになりました。そこで、各地区に設置する行政センターで取り扱う業務の内容や制度などを住民の皆様にお知らせするために、このパンフレットを作成いたしましたので、ご利用ください。

内容についての詳細は、担当課や各行政センター（合併までは各町役場）へお気軽にお尋ね下さい。

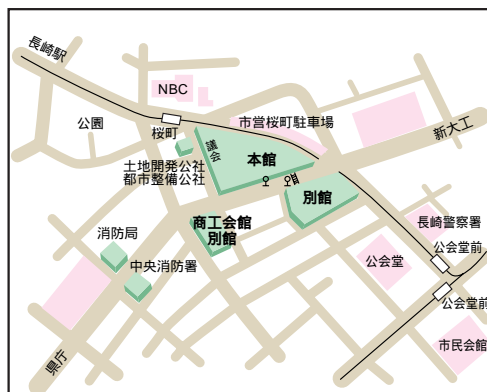
長崎市の行政サービスについては、「広報ながさき」などでもお知らせします。

目 次	
行政センターマップ	1
市役所・支所マップ	2
合併による住所変更の手続きについて	4
外海行政センター等の主な組織	7
外海行政センター庁舎案内図	7
合併後の住所表示について	8
税について	9
住民票や戸籍などについて	10
ごみ・し尿 について	11
国民健康保険	12
介護保険	13
原爆被爆者について	13
福祉	14
保健サービス	15
教育・保育について	16
水道・下水道について	18
市営住宅について	18
道路及び法定外公共物（里道、水路）について	19
その他	20
公共施設マップ	
香焼地区	22
伊王島地区	23
高島地区	24
野母崎地区	25
外海地区	26
三和地区	27
長崎市（中央・東部・西部・南部・北部地区）	28

行政センターマップ



市役所マップ



市役所本館

5階	道路維持課 河川課 道路建設課 道路台帳室 みどりの課 公園建設課 道路公園総務課 監査事務局 外部監査人室 監査委員室	
4階	健康教育課 学校教育課 学務課 教育長室 教育委員会総務課 企画調整室 施設課 入札管理室 入札室 技術調査課 契約課 工事検査室 総合企画室 人権啓発室	
3階	市長室 助役室 秘書課 総務課 人事課 行政体制整備室 市政記者室 防災無線室 広報課 財政課	
2階	納税課 資産税課 固定資産評価員室 国民健康保険課 市民税課 用地課 管財課	→ 別館へ(歩道橋)
1階	案内所 自治振興課 自治会相談情報コーナー 国民年金課 市政資料コーナー 原爆被爆対策部(拡大地域支援室・調査課・援護課・被爆者保健相談室) 市民課 収入役室 出納室 親和銀行 十八銀行	
地下1階	守衛室 食堂 売店	→ 別館へ(地下道)

市役所別館

4階	環境総務課 廃棄物対策課 リサイクル推進室 施設整備課 まちづくり総務課 市街地整備課 唐人屋敷推進室 斜面地整備課 建築課 住宅課 建築住宅総務課 現労書記局 設備課 ISO推進室 環境保全課	
3階	生活福祉課 福祉総務課 保育課 指導監査課 上下水道局給排水設備課 上下水道局下水道管理課 上下水道局下水道建設課 上下水道局施設維持課 上下水道局料金課分室	
2階	地域保健課 中央保健センター 生活衛生課 食品衛生課 成人保健相談室 上下水道局長室 上下水道局浄水課 上下水道局総務課 上下水道局経理課 上下水道局水道管理課	→ 本館へ(歩道橋)
1階	保健所受付 歯科保健相談室 採血室 栄養相談室 母子健康相談室 健康相談室 レントゲン室 介護保険課 障害福祉課 こども課(少年センター) 高齢者すこやか支援課 上下水道局料金課	
地下1階	衛生教育室 機能回復訓練室 精神保健相談室 試験検査室 上下水道局給水課 上下水道局守衛室	→ 本館へ(地下道)
地下2階	介護実習室 介護相談室 社会復帰訓練室	

商工会館別館

5階	開発指導課 都市景観課 建築審査課 建築指導課 交通企画課 都市計画課 都市計画総務課 長崎駅周辺整備対策室
4階	商業貿易課 工業労政課 観光企画課 観光宣伝課 物産振興課 国際課 ものづくり相談室 金融相談室

朝日ビル

5階	水産総務課	水産振興課	農業委員会
4階	農林総務課	農林建設課	農林振興課

土地開発公社

5階	地域管理課	地域企画室
-----------	-------	-------

支所マップ



合併による住所変更の手続きについて

合併による住所変更の手続きは、原則必要ありません。
 ただし、住所の表示変更に伴い、住所変更等の手続きが必要となる場合がありますので、次の表を参考のうえ
 手続きを行ってください。

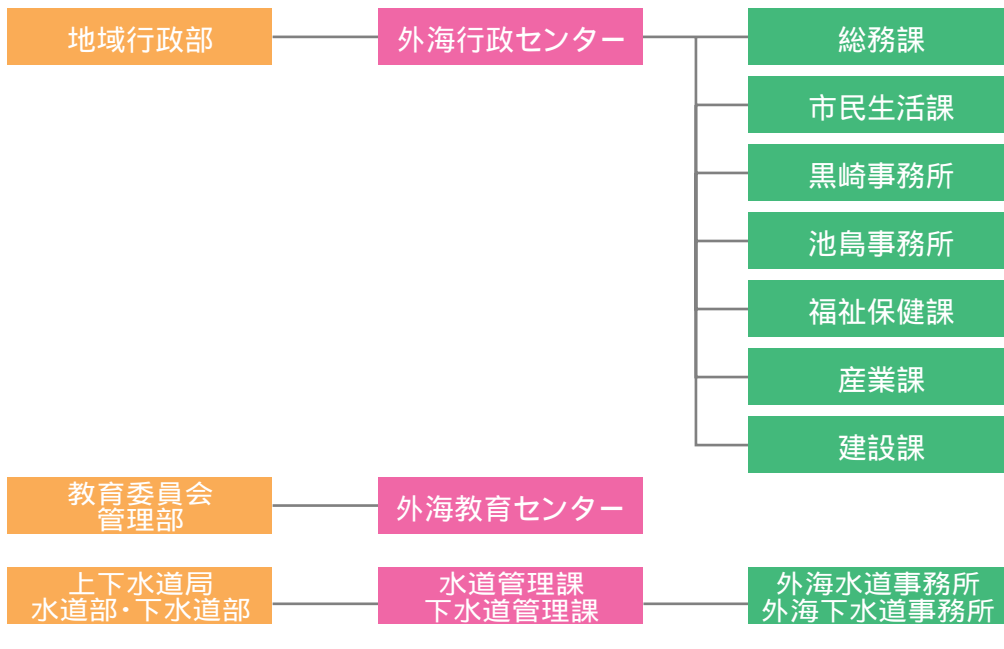
件名	該当者	手続きの方法	問い合わせ先																												
電話番号	電話加入者	電話番号は変わりません。	NTT西日本 長崎支店 長崎市万才町2-12 ☎095-828-9611																												
電話帳に掲載されている住所	電話加入者	住所変更の手続きは必要ありません。																													
郵便番号		<p>香焼町・伊王島町・野母崎町・三和町の郵便番号は変わりません。 高島町は「851-1315」に一本化されます。 外海町の一部は、次のとおり郵便番号が変わります。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>旧住所</th> <th>郵便番号</th> <th>新住所</th> <th>郵便番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大字神浦北大中尾郷</td> <td rowspan="3">851-2412</td> <td>長崎市神浦北大中尾町</td> <td>851-2421</td> </tr> <tr> <td>大字神浦上大中尾郷</td> <td>長崎市神浦上大中尾町</td> <td>851-2422</td> </tr> <tr> <td>大字神浦下大中尾郷</td> <td>長崎市神浦下大中尾町</td> <td>851-2423</td> </tr> <tr> <td>大字神浦上道德郷</td> <td rowspan="2">851-2402</td> <td>長崎市神浦上道德町</td> <td>851-2424</td> </tr> <tr> <td>大字神浦下道德郷</td> <td>長崎市神浦下道德町</td> <td>851-2425</td> </tr> <tr> <td>大字神浦上大野郷</td> <td rowspan="2">851-2406</td> <td>長崎市上大野町</td> <td>851-2426</td> </tr> <tr> <td>大字神浦下大野郷</td> <td>長崎市下大野町</td> <td>851-2427</td> </tr> </tbody> </table>	旧住所	郵便番号	新住所	郵便番号	大字神浦北大中尾郷	851-2412	長崎市神浦北大中尾町	851-2421	大字神浦上大中尾郷	長崎市神浦上大中尾町	851-2422	大字神浦下大中尾郷	長崎市神浦下大中尾町	851-2423	大字神浦上道德郷	851-2402	長崎市神浦上道德町	851-2424	大字神浦下道德郷	長崎市神浦下道德町	851-2425	大字神浦上大野郷	851-2406	長崎市上大野町	851-2426	大字神浦下大野郷	長崎市下大野町	851-2427	長崎中央郵便局 長崎市恵美須町1-1 ☎095-822-1510 長崎郵便貯金 サービスセンター 長崎市岩川町9-17 ☎095-848-5362
旧住所	郵便番号	新住所	郵便番号																												
大字神浦北大中尾郷	851-2412	長崎市神浦北大中尾町	851-2421																												
大字神浦上大中尾郷		長崎市神浦上大中尾町	851-2422																												
大字神浦下大中尾郷		長崎市神浦下大中尾町	851-2423																												
大字神浦上道德郷	851-2402	長崎市神浦上道德町	851-2424																												
大字神浦下道德郷		長崎市神浦下道德町	851-2425																												
大字神浦上大野郷	851-2406	長崎市上大野町	851-2426																												
大字神浦下大野郷		長崎市下大野町	851-2427																												
郵便貯金通帳	預金者	住所変更の手続きは必要ありません。 ただし、非課税郵便貯金をお持ちの方は郵便局の窓口 でお尋ねください。																													
簡易保険	契約者	住所変更の手続きは必要ありません。																													
電気	使用者	住所変更の手続きは必要ありません。	九州電力長崎営業所 長崎市城山町3-19 ☎095-864-1800																												
ガス	使用者	住所変更の手続きは必要ありません。	西部ガス長崎支店 長崎市御船蔵町101 ☎095-826-9101																												
上下水道	使用者	住所変更の手続きは必要ありません。	上下水道局料金課 ☎095-829-1207																												
預金通帳等	預金者等	一般的には住所変更の手続きは必要ありませんが、 個々については各金融機関の窓口にお問い合わせください。	お取引の金融機関																												
保険証書等	加入者	一般的には住所変更の手続きは必要ありませんが、 個々については各保険会社の窓口にお問い合わせください。	お取引の保険会社																												
会社等（商業登記簿、法人登記簿等）の本店、主たる事務所の所在地と役員住所	6町に所在する会社等及びその代表者	変更の手続きは必要ありません。 商業及び法人に係る本店等の所在地の変更は法務局が修正します。 また、役員住所、支店所在地については、合併によりその住所等の変更があったものとみなされます。 なお、登記簿の記載が旧住所等のままで不都合がある場合は、変更の申請をしてください。 （登録免許税は免除）	長崎地方法務局 長崎市万才町8-16 ☎095-826-8127																												
不動産の所在		住所変更の手続きは必要ありません。 法務局において職権で変更します。																													
不動産所有者、抵当権者等の住所	土地登記簿等に旧町の住所で登記されている方	住所変更の手続きは必要ありません。 合併により所有権者等の住所が変更となりますが、旧町名を長崎市と読み替える規定があります。 なお、登記簿の記載が旧住所のままで差し支える場合は、変更の申請をしてください。 （登録免許税は免除）																													

件名	該当者	手続きの方法	問い合わせ先
旅券 (パスポート)	パスポート 所持者	住所変更の手続きは必要ありません。 なお、最終ページの「所持人記入欄」の現住所はご自身で訂正していただいて結構です。 ただし、他のページに書き込みをするとパスポートが無効となりますのでご注意ください。	長崎県パスポート センター ☎095-821-8299
	パスポート 申請者	パスポート発給申請のために申請時6ヶ月以内に取得した住民票・戸籍謄(抄)本は、合併前のものでも使用できます。	
自動車運転免許証	免許証の交付を受けている方	免許証の本籍・住所の変更が必要ですが、免許証の更新時に併せて行うことができます。	各警察署又は 運転免許試験場
自動車検査証	普通自動車 等の使用者・ 所有者	住所変更の手続きは必要ありません。 ただし、抹消登録をする場合は、住所の変更登録を行ったうえで手続きをしてください。	九州運輸局長崎運輸支局 (登録部門) 長崎市中里町1368 ☎095-839-4748
	軽自動車の 使用者・ 所有者		軽自動車検査協会 長崎市中里町1600-2 ☎095-839-1900
恩給 (旧軍人関係)	恩給受給者	現在の証書はそのまま使用できますが、総務省人事・恩給局へ住所変更の届出が必要です。 官製ハガキに次のことを記載のうえ、恩給局へ送付してください。 恩給証書記号番号 恩給受給者氏名 恩給受給者生年月日 (新)住所 電話番号 (旧)住所	総務省人事・恩給局 〒162-8022 東京都新宿区 若松町19-1 ☎03-5273-1400
援護年金 (障害年金・ 遺族年金・ 遺族給与金)	受給者	住所変更の手続きは必要ありません。 現在の証書はそのまま使用できます。	厚生労働省社会・ 援護局援護課審査室 ☎03-5253-1111
戦傷病者手帳	戦傷病者手 帳所持者	住所変更の手続きは必要ありません。 現在の手帳はそのまま使用できます。	長崎県社会福祉課 ☎095-822-1022
特定非営利活動 法人の認証	左記の認証を受けている方	定款の住所変更を行い、届け出てください。	長崎県県民生活課 ☎095-824-3621
国民年金・厚生 年金の受給者・ 加入者の住所	受給者・ 加入者	住所変更の手続きは、必要ありません。	長崎南社会保険事務所 長崎市金屋町3-1 ☎095-825-8701
国民年金基金の 受給者・加入者 の住所	受給者・ 加入者	住所変更の手続きは、必要ありません。	長崎県国民年金基金 長崎市桜町4-1 ☎095-828-3234
国民健康保険被 保険者証	加入者	住所変更の手続きは必要ありません。 現在の被保険者証はそのまま使用できます。 平成17年3月末に長崎市発行の被保険者証を郵送します。	国民健康保険課 ☎095-829-1136・1236 各行政センター
被爆者健康手帳	手帳所持者	現在の長崎県知事発行の手帳を長崎市長発行の手帳に切替(交換)します。 切替(交換)日及び切替(交換)場所等についての案内文書を該当者の方へ郵送します。	援護課 ☎095-829-1149 拡大地域支援室 ☎095-829-1290 各行政センター
老人保健法医療 受給者証	受給者	現在の受給者証はそのまま使用できます。 平成17年3月末に長崎市発行の医療受給者証を郵送します。	福祉総務課 ☎095-829-1139 各行政センター
身体障害者手帳	手帳所持者	合併後、来庁の際に住所変更の手続きを行います。	障害福祉課 ☎095-829-1141 各行政センター

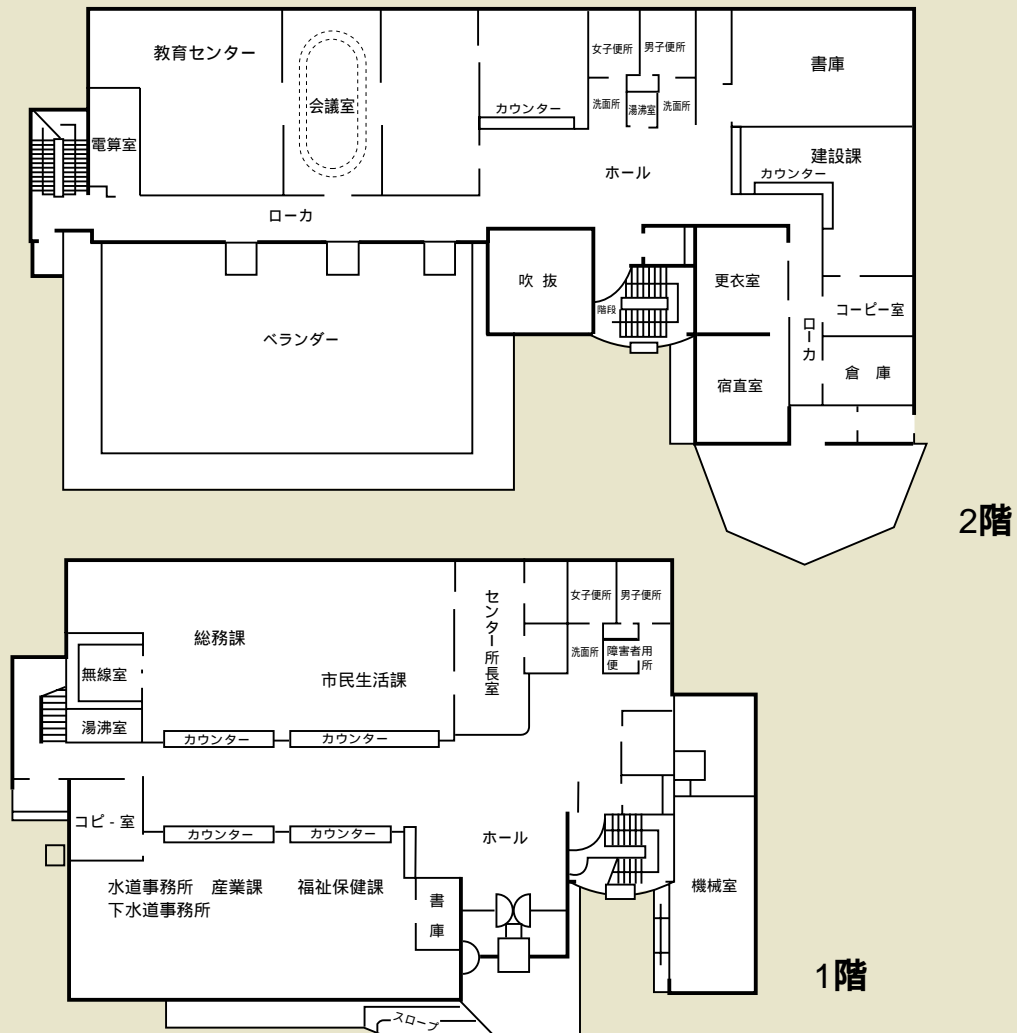
件名	該当者	手続きの方法	問い合わせ先
療育手帳	手帳所持者	合併後、来庁の際に住所変更の手続きを行います。	障害福祉課 ☎095-829-1141 各行政センター
精神障害者保健福祉手帳	手帳所持者	住所変更の手続きは必要ありません。 手帳の更新手続きの際に、新住所の手帳に切り替えます。	障害福祉課 ☎095-829-1141 各行政センター
心身障害者福祉医療費受給者証	受給者	住所変更の手続きは必要ありません。 現在の受給者証はそのまま使用できます。 新しい受給者証を1月中に郵送します。	
児童手当	受給者	住所変更の手続きは必要ありません。	こども課 ☎095-829-1270 各行政センター
児童扶養手当受給者証	受給者	住所変更の手続きは必要ありません。 新しい受給者証を1月中に郵送します。	
特別児童扶養手当受給者証	受給者	住所変更の手続きは必要ありません。 現在の受給者証は、そのまま使用できます。	
乳幼児医療費受給者証	受給者	住所変更の手続きは必要ありません。 新しい受給者証を1月中に郵送します。	
母子・寡婦家庭等医療受給者証	受給者	住所変更の手続きは必要ありません。 新しい受給者証を1月中に郵送します。	
介護保険被保険者証	被保険者証所持者	住所変更の手続きは必要ありません。 新しい被保険者証を1月初旬に郵送します。	介護保険課 ☎095-829-1163 各行政センター
食品の営業許可	許可を受けている方	住所変更の手続きは必要ありません。 新住所での表示を希望するときは再交付の手続きを行ってください。(再交付は無料で行います。)	食品衛生課 ☎095-829-1155
環境衛生営業等許可 (理容、美容、クリーニング、旅館、公衆浴場等)	許可を受けている方		生活衛生課 ☎095-829-1238

住所の表示変更に関する証明書を1月4日から各行政センター、市民課(市役所本庁1階)で交付します。(無料) 証明書が必要な方は請求してください。

外海行政センター等の主な組織



外海行政センターの庁舎案内図



開庁時間の変更

平成17年1月4日から開庁時間が次のように変わります。

外海行政センター及び黒崎事務所

午前8時30分から午後5時15分まで 午前8時45分から午後5時30分まで

池島事務所

午前8時00分から午後4時30分まで 午前8時00分から午後4時45分まで

合併後の住所表示について

平成17年1月4日から住所の表示が次のように変わります。

(本籍の町名についても同様に変わります。)

旧住所	新住所
大字黒崎永田郷	長崎市永田町
大字黒崎上黒崎郷	長崎市上黒崎町
大字黒崎下黒崎郷	長崎市下黒崎町
大字黒崎西出津郷	長崎市西出津町
大字黒崎東出津郷	長崎市東出津町
大字黒崎牧野郷	長崎市新牧野町
大字黒崎赤首郷	長崎市赤首町
大字神浦扇山郷	長崎市神浦扇山町
大字神浦北大中尾郷	長崎市神浦北大中尾町
大字神浦上大中尾郷	長崎市神浦上大中尾町
大字神浦下大中尾郷	長崎市神浦下大中尾町
大字神浦丸尾郷	長崎市神浦丸尾町
大字神浦江川郷	長崎市神浦江川町
大字神浦上道德郷	長崎市神浦上道德町
大字神浦下道德郷	長崎市神浦下道德町
大字神浦口福郷	長崎市神浦口福町
大字神浦向郷	長崎市神浦向町
大字神浦夏井郷	長崎市神浦夏井町
大字神浦上大野郷	長崎市上大野町
大字神浦下大野郷	長崎市下大野町
大字神浦池島郷	長崎市池島町

番地は変わりません 例

大字黒崎永田郷

番地

長崎市永田町

番地

税について

お問合せ先

納税課	095-829-1130
資産税課	095-829-1131
市民税課	095-829-1133
外海行政センター	24-0211

地方税の取扱は、長崎市の制度に統一されます。概ね外海町の制度と変わりませんが、次の項目について、一部変更や経過措置があります。

納期

次の税目の納期が変わります。

固定資産税

現行 4・7・12・2月 合併後 5・7・12・2月

軽自動車税

現行 4月 合併後 5月

法人市民税の法人税割の税率

* 合併日から平成22年3月31日までに終了する事業年度分まで 12.3%

* 平成22年度(平成22年度4月1日以降に終了する事業年度分)から 14.7%

法人市民税に関する申告等

法人等の確定申告等の申告書、申請書、異動届及び開設申告書の提出は、原則として市役所市民税課で受け取れます。(郵送可)

事業所税の申告

事業所税は人口が30万人以上の指定都市等で課税されますが、経過措置として、外海町を含む合併6町所在の事業所等については、平成21年度分(平成22年3月31日までに終了する事業年度分)まで課税が免除されます。

ただし、合併以後の長崎市内の事業所等で事業を行う事業主で当該事業所等の合計事業所床面積が800㎡を超えるか、若しくは合計従業者数が80人を超える方は申告が必要となります。

不明な点は、本庁市民税課諸税係へお問い合わせください。

固定資産税の課税方法(納税通知書)

平成17年度は、名寄せの範囲を旧市町単位で行うため、外海町と長崎市に物件を所有する場合は、別々の課税となり、納税通知書も別々に送付されます。平成18年度からは同一の課税となり納税通知書も一本化されます。ただし、当分の間、土地・家屋の分と償却資産の分は別々の納税通知書となります。

固定資産に関する証明書等の交付

台帳等の閲覧及び証明書の交付は本庁資産税課、各行政センターともに行います。ただし、地積図に関する閲覧及び写しの交付については、本庁資産税課では全てを行いますが、各行政センターでは当該行政センター管内分のみとなります。

固定資産の縦覧

本庁資産税課では市内全ての物件を縦覧できますが、各行政センターでは当該行政センター管内分のみを縦覧となります。

評価方法(土地)の変更

平成21年度から土地の評価方法が、「その他の宅地評価法」から「市街化宅地評価法(路線価方式)」に変更されます。

原動機付自転車の標識(ナンバープレート)

現在交付を受けている標識(ナンバープレート)は、そのまま使用できます。希望により長崎市への変更もできます。なお、合併期日(平成17年1月4日)以後の新規登録は長崎市の標識(ナンバープレート)が交付されます。

口座振替

外海町で口座振替している税は、手続きの必要なく、合併後もそのまま引き継がれます。

また、口座振替の可能な金融機関が増えますので、振替金融機関の変更も可能です。

税に関する各種証明料

現行1件 200円

合併後1件 300円(追加1件150円)

督促手数料

合併前に督促を受けたもの 1通につき50円
合併以後に督促を受けたもの 1通につき70円

税の納付場所

納税通知書で納付できる金融機関等として、新たに郵便局をはじめ、市内に本支店を置くほとんどの金融機関で納付できるようになります。

なお、合併前に外海町が発行した納税通知書は、そのまま使用できますが、当該納税通知書では郵便局での納付はできません。

前納報奨金・納税奨励金

固定資産税および個人市県民税普通徴収分の前納報奨金制度、各行政区の納税奨励金制度はなくなります。ただし、平成16年度納税奨励金は、合併後に長崎市より交付されます。



住民票や戸籍などについて

お問合せ先

市民課 095-829-1135
外海行政センター 24-0211

印鑑登録証について

お持ちの印鑑登録証は、合併後も引き続き使用できます。また、新長崎市の登録証に無料で切り替えることもできます。

住民基本台帳カードについて

お持ちの住民基本台帳カードは、新長崎市のカードとの交換が必要です。合併後、再度申請をしていただき無料交換します。

外国人登録証明書について

お持ちの外国人登録証明書はそのまま使用できます。合併による居住地等の記載が事実にあわなくなった場合は、職権により原票に変更登録を行います。登録証明書については、本人が窓口へ提出された際に、その裏面に変更の記載を行います。

住民異動届に係る本人確認について

合併後、転入・転出・転居等の異動届出については、窓口に来られた方の本人確認を行いますので、身分証明書の提示が必要になります。

戸籍、住民票等の証明交付申請について

合併後、戸籍、住民票等の証明交付申請については、窓口に来られた方の本人確認を行いますので、身分証明書の提示が必要になります。

証明手数料について、合併後は長崎市の基準となります。



〈ごみ・し尿〉について

お問合せ先

廃棄物対策課…………… 095-829-1159
 リサイクル推進室…………… 095-829-1239
 外海行政センター…………… 24-0211

ごみを出す曜日が変わります

- 合併後は、次のようになります。 が収集日
 また、合併後、長崎市指定のごみ袋によって、分別して、
 ごみを出していただくことになります。
 ごみ袋の販売は12月から、家庭用については町内の
 小売店で、事業所用については郵便局で行います。
 なお、外海町指定のごみ袋は合併後も使用すること
 ができます。

地区名 曜日	神 浦			黒 崎			池 島		
	月	水	木	火	水	金	火	水	金
可 燃									
古 紙 類									
不 燃									
資 源									
プラスチック									

- 神浦地区は月曜日に、可燃、古紙、黒崎地区は火曜日に、可燃、古紙の収集になります。
- 神浦、黒崎地区は、毎週水曜日に不燃等の収集になります。

「し尿」くみ取り業務は、
 これまでと同じです。

合併処理浄化槽の設置に伴う補助金申請等について

- 新たに合併処理浄化槽を設置する場合、事前協議願
 および設置届が必要です。
- また、補助金を希望する場合は、申請が必要です。補
 助制度は長崎市の制度に統一され、市単独補助金が
 上乘せされます。
 なお、補助金は次のようになります。

区分	現 行	合 併 後
5人槽	354,000円	768,000円
7人槽	411,000円	1,055,000円
10人槽	519,000円	1,512,000円

生ごみ堆肥化処理容器等購入費補助金について

家庭から排出される生ごみを^{たいひ}堆肥化するための「生
 ごみ堆肥化容器(電動式を含む)の購入希望者に補助金
 が交付されます。

購入希望者は、購入前に本庁リサイクル推進室に電
 話又は葉書で申し込んでください。市の方から承認通
 知書が送付されますので、それを持参して市の指定店
 で購入してください。

- 補助金額は、購入金額の2分の1。ただし、上限2万
 円まで
- 補助基数は、生ごみ堆肥化容器1世帯につき2基まで、
 電動式生ごみ処理機1世帯につき1基まで



国民健康保険

お問合せ先

国民健康保険課…………… 095-829-1136
095-829-1236
外海行政センター…………… 24-0211

保険証は平成17年4月から変わります

現在お持ちの保険証は、平成17年3月末まではそのまま使用できますが、平成17年4月以降は、平成17年3月下旬に長崎市から郵送される保険証を使用することになります。

なお、平成17年1月4日以降、加入者に異動が生じた場合は、長崎市の保険証となります。

国民健康保険標準負担額減額認定証は平成17年4月から変わります

現在お持ちの標準負担額減額認定証は、平成17年3月末まではそのまま使用できますが、平成17年4月以降は、平成17年3月下旬に長崎市から郵送される認定証を使用することになります。

高齢受給者証は平成17年4月から変わります

現在お持ちの高齢受給者証は、平成17年3月まではそのまま使用できますが、平成17年4月以降は、平成17年3月下旬に長崎市から郵送される高齢受給者証を使用することになります。なお、有効期限は75歳到達月までとなっていますので、なくさないよう保管してください。また、加入者の異動等により負担区分に変更が生じた場合には、新たに交付されます。

はり・きゅう施術費の助成が受けられます

平成17年1月4日以降、長崎市指定の、はり・きゅう施術者から施術を受けた場合は、国民健康保険証を提示することにより、下記のとおり助成が受けられます。

70歳未満 1術 800円 2術 1,000円
70歳以上 1術 1,000円 2術 1,200円
(それぞれ1日1回、1月10回を限度)

1術とは、はりのみ又はきゅうのみの場合、2術とは、はり・きゅう両方を受けた場合

国民健康保険税

国民健康保険税の賦課方式や納期などが変わります。

賦課方式

現行 4方式 合併後 3方式(所得割・均等割・平等割)資産割がなくなります。

納期

現行 8期 合併後 10期(6月～3月)納税通知書は6月に送付されます。

賦課税率

平成17年度から長崎市の税率に統一されます。

平成16年度(合併後の平成17年1月～3月)は、外海町の賦課方式等が継続されます。

平成16年度の納税通知書はそのまま使用できます。

国民健康保険税の申告

平成17年度申告から、郵送で申告書を提出していただきます。ただし、3月15日までに世帯全員が所得税確定申告書、市・県民税申告書を提出している世帯は不要です。

今まで、申告をしていなかった方でも、申告が必要になりますのでご注意ください。

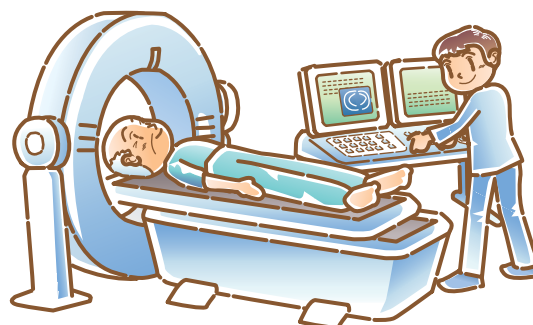
納付方法・納付場所・口座振替等は市税ページをご覧ください。

出産費資金貸付が受けられます

国民健康保険に加入している方で出産予定日1ヶ月以内の方については、24万円までの貸付が受けられます。

高額医療費の委任払制度が利用できます

医療機関への支払いが高額になる場合は、委任払制度が利用できます。



介護保険

お問合せ先

介護保険課 095-829-1163
外海行政センター 24-0211

介護保険被保険者証・各種減額認定証が変わります

現在お持ちの

- 介護保険被保険者証
- 標準負担額減額認定証
- 訪問介護利用者負担額減額認定証などは

1月4日から切り替えとなります。新しい介護保険被保険者証、各種減額認定証は、平成17年1月初旬に郵送いたします。なお、新たな手続きは必要ありません。

西彼杵広域連合発行の被保険者証は、外海行政センター、黒崎地区事務所、池島地区事務所にお返しください。

介護保険事業の運営

介護保険の保険者が、平成17年1月4日をもって、西彼杵広域連合から長崎市に変わります。

介護保険の各種申請窓口

要介護認定等の申請や高額介護サービス費、住宅改修費、福祉用具購入費など各種申請の手続きは、これまでどおり、外海行政センター、黒崎地区事務所、池島地区事務所において受け付けます。

介護保険料

介護保険料の算定方法は、平成17年度まで変更ありません。平成18年度からは長崎市の新しい基準で算定されます。

【納付書により保険料を納めている方の納付方法】

合併後の保険料については、合併後長崎市から送付される納付書により納めます。

合併前の保険料については、従来どおり西彼杵広域連合の納付書により納めます。



原爆被爆者について

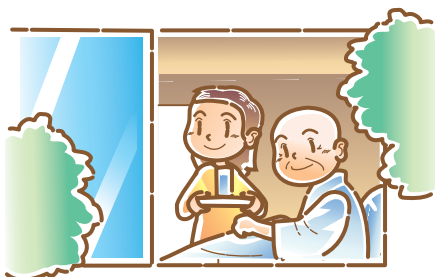
お問合せ先

原爆被爆対策部援護課 095-829-1149
外海行政センター 24-0211

被爆者健康手帳等に関する申請・届出について

合併後、長崎県知事発行の手帳等から長崎市長発行の手帳等に交換します。(交換方法等は別途お知らせします。)

手帳等に関する申請・届出は、これまでどおり、行政センターでも取り扱います。



福祉

お問合せ先

福祉総務課	095-829-1139
高齢者すこやか支援課	095-829-1146
障害福祉課	095-829-1141
こども課	095-829-1270
外海行政センター	24-0211

高齢者福祉

平成17年1月以降、高齢者福祉サービス利用に係る申請は、下記により受け付けます。



事業名	申請窓口	備考
<ul style="list-style-type: none"> ● 外出支援サービス ● 配食サービス ● 生きがい活動通所 ● 軽度生活援助 ● 緊急通報システム ● 寝具洗濯消毒サービス ● 日常生活用具給付 ● 高齢者住宅改修助成 ● 家族介護用品支給 ● 家族介護慰労金支給 ● 家族介護者交流 ● 老人交通費助成 	<p>長崎市高齢者すこやか支援課 外海行政センター(相談)</p> <p>ただし、相談・申請代行は在宅介護支援センター椿ヶ丘</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 外出支援サービスについては、長崎市の制度に統一されますが、既存の対象者については平成19年度まで継続して実施します。 ● 配食サービスについては、長崎市の制度に統一されますが、利用者の実態及び必要性を踏まえ、実施回数の調整を図ります。 ● 年度内に70歳以上80歳以下となる者にバス・電車・タクシー利用券を交付します。
<ul style="list-style-type: none"> ● 養護老人ホームの入所 ● 生活支援ハウスの入居 	長崎市高齢者すこやか支援課	相談・申請受付は外海行政センターでも行います。
<ul style="list-style-type: none"> ● 長寿祝金の支給 	<p>長崎市高齢者すこやか支援課 外海行政センター 黒崎事務所 池島事務所</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 平成19年度まで現行制度を実施します。 ● 支給方法は本人名義の預金口座振込になります。
<ul style="list-style-type: none"> ● 外海町立老人福祉センター「開陽山荘」 ● 外海町立老人憩の家 	各施設窓口	<ul style="list-style-type: none"> ● 60歳以上の方は、長崎市発行の老人福祉カードの提示により無料で利用することができます。 ● 外海町立老人福祉センター「開陽山荘」の名称が、「長崎市立開陽山荘」、外海町立老人憩の家の名称が、「長崎市立池島荘」に変わります。

老人保健法医療受給者証（医療受給者証）

医療受給者証は平成17年4月1日から変わります。

現在お持ちの医療受給者証は、平成17年3月末まではそのまま使用できますが、平成17年4月以降は、平成17年3月下旬に長崎市から郵送される医療受給者証を使用することになります。

なお、平成17年1月4日以降、受給者およびその世帯の異動等により新たに医療受給者証を交付する場合は、長崎市の医療受給者証となります。

老人医療限度額適用・標準負担額減額認定証（減額認定証）

減額認定証は平成17年4月1日から変わります。

現在お持ちの減額認定証は、平成17年3月まではそのまま使用できますが、平成17年4月以降は、平成17年3月下旬に長崎市から郵送される減額認定証を使用することになります。

児童手当・児童扶養手当・特別児童扶養手当

支給方法が口座振込のみになり、窓口での支払いがなくなります。なお、児童手当の支給日は、2月・6月・10月の各15日となります。

受付は行政センターでも行います。

福祉医療費（身体障害者・知的障害者・乳幼児・母子・寡婦）

1月以降に新しい受給者証を郵送します。

また、支給方法が口座振込のみになり、窓口での支給がなくなります。また、支給日は申請月の翌月の20日（心身障害者福祉医療費は15日）になります。

受付は行政センターでも行います。

保健サービス

お問合せ先

地域保健課……………095-829-1153

外海行政センター……………24-0211

…外海地区の保健事業については、これまでどおり外海行政センターが相談窓口となり実施しますが、北保健センター、中央保健センターで実施される事業もあります。詳細は広報ながさきでお知らせします。

母子家庭等児童・生徒入学祝金

受付は行政センターでも行います。

その他、現在、県において実施されているサービス（母子家庭等日常生活支援事業、母子家庭自立支援事業、母子・寡婦福祉資金貸付事業、助産施設入所、母子生活支援施設入所）

母子家庭等及び寡婦などを対象とした各種事業の申請等の手続きは、本庁こども課又は外海行政センターで受け付けますが、状況確認、相談および認定は、本庁こども課で行います。

身体障害者（児）補装具・更生医療・日常生活用具

引き続き利用できます。

なお、申請方法・申請（相談）窓口など、変更はありません。

障害者交通費助成

平成17年1月以降はバス・電車・タクシーなどの利用券を交付する長崎市の制度が適用されます。交付内容の詳細については、後日お知らせします。

施設訓練等支援費・居宅生活支援費（身体障害者・知的障害者・障害児）

引き続き利用できます。

なお、申請方法・申請（相談）窓口など、変更はありません。

母子保健

● 母子健康手帳の交付

…外海行政センター・黒崎事務所・池島事務所・北保健センター・中央保健センター・市役所支所で交付します。

● 乳幼児健診

…北保健センター、中央保健センター等で実施。外海地区での対象者、日程、場所等の詳細は広報ながさきでお知らせします。

成人保健

- 基本健康診査(肝炎ウイルス検査)
...北保健センター、中央保健センター等で実施。
外海地区での日程、場所等の詳細は広報ながさきでお知らせします。
- ガン検診(大腸がん・胃がん・子宮がん・乳がん・肺がん)・骨粗鬆症予防検診・歯周疾患検診
...日程、場所等の詳細は広報ながさきでお知らせします。
- 健康相談・健康教育・訪問指導
...これまで同様に実施します。

予防接種

- ポリオ・BCG(集団接種)
...北保健センター、中央保健センターで実施。
外海地区での日程、場所等の詳細は広報ながさきでお知らせします。
- 3種混合、2種混合、風疹、麻疹、日本脳炎、インフルエンザ(個別接種)
...詳細は広報ながさきでお知らせします。

精神保健

- 精神保健福祉相談
...外海行政センター・北保健センター、中央保健センターで相談を受け付けています。
利用の際には、事前に連絡して下さい。

教育・保育について

お問合せ先

教育委員会総務課	095-829-1191
学務課	095-829-1196
学校教育課	095-829-1195
生涯学習課	095-825-1400
スポーツ振興課	095-824-3728
保育課	095-829-1142
外海教育センター	24-0211

奨学金について

現在貸与を受けている者について

当該学校を卒業するまでの最短期間、現行どおり貸与します。

貸与が終了し、これから返還する又は返還中の者について

外海町の制度で貸与を受けた者は、返還終了まで外海町の制度で返還することになります。

新たに長崎市の奨学金の貸与を希望する者について

平成17年度以降の新たな奨学金の貸与は長崎市の制度となります。出願については、教育委員会総務課以外に外海教育センターでも受け付けます。(現に外海町の奨学金の貸与を受けている奨学生には新たな貸与は行いません。)

小・中学校の就学について

合併後の就学の手続・相談は教育委員会学務課で行います。

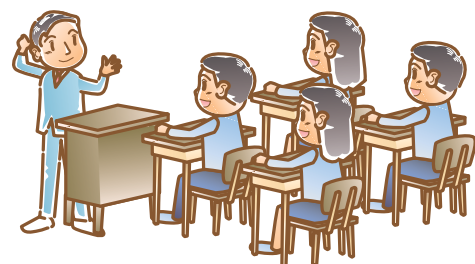
なお、学校選択制は、平成18年度の新入学児童・生徒から実施します。

また、転入・転居の際の転入学届は、住民異動届を提出した窓口(本庁市民課又は外海行政センター等)で発行します。

就学援助費補助金について

小・中学校に通学する児童・生徒の保護者の方で、お子さんの就学費用に困っており、経済的援助を希望する方について

申請の受付は各小中学校で行い、教育委員会総務課において決定します。希望者は、学校に申請書や所得を証明する書類などを提出してください。合併後、認定基準や支給内容等、長崎市の基準を適用します。また、合併時に就学援助以外の給食の補助を受けている児童・生徒(支給要件を満たしているもの)は、その学校を卒業するまでの間、引き続きその補助を受けることができます。



幼稚園就園奨励費補助金について

私立幼稚園に子どもが通っている保護者で補助金を希望する方について

申請の受付は各私立幼稚園で行い、教育委員会総務課において決定します。希望者は、7月ごろ幼稚園に申請書や所得、課税証明書等の必要書類を提出してください。合併後、認定基準や支給内容等長崎市の基準を適用します。

小・中学校遠距離通学費補助金について

公共交通機関を利用して通学する、小・中学校の児童・生徒で、自宅からの距離が基準に該当する場合は、遠距離通学費補助金が受けられます。合併後の距離基準は今までと同じですが、補助の内容は長崎市の制度が適用されます。

高校生通学費補助金について

現在補助金の支給を受けている方について

当該学校を卒業するまでの期間、現行どおり支給します。

合併後の本制度について

合併後、本制度は廃止されることとなりますが、経過措置により現在補助を受けている場合、当該学校を卒業するまで、現行どおり支給します。ただし、池島(離島地区)については、特別措置により平成17年度からも当分の間、新規受付を行います。

公民館の利用について

名称の変更

外海町立中央公民館 長崎市外海公民館
" 黒崎公民館 " 黒崎地区公民館
" 出津公民館 " 出津地区公民館
" 池島公民館 " 池島地区公民館

利用手続き及び公民館講座の申し込み

教育センター、公民館等へ

各公民館の図書室利用及び貸出

貸出冊数...一人10冊まで / 貸出期間...2週間 / 市内全図書室の本が利用できます。

社会教育施設の利用について

名称が次のように変わります。

長崎市遠藤周作文学館 / 長崎市ド・ロ神父記念館 / 長崎市外海歴史民俗資料館 / 長崎市外海子ども博物館 / 長崎市外海青少年研修センター

使用料

現在、町民の使用料が無料(減免含む)の施設は、経過措置として平成21年度までは無料(減免含む)です。ただし、子ども博物館など3館を対象とした「いきいきパスカード」は廃止され、長崎市の学校完全週5日制の例により、小・中学生は土曜日の入館料が無料となります。

保育所の入所申込みについて

保育所入所申込み窓口

保育所の入所受付は、本庁保育課、各行政センター(黒崎・池島両事務所を含む)各保育所で行います。

保育料について

保育料は、平成19年度までは旧外海町の徴収基準で算定します。

平成20年度からは長崎市の徴収基準で決定します。



水道・下水道について



お問合せ先

料金課 095-829-1207

水道料金が合併後は次のようになります

標準的な世帯での水道料金シミュレーション(水道メーター口径が20ミリ以下で25㎡使用の場合)

(単位:円・税抜)

外海町の場合(現行)	2,000
H17.1.4~H20.3.31	2,005
H20.4.1~H23.3.31	3,250
H23.4.1~H26.3.31	4,420
H26.4.1~	5,555

下水道使用料が合併後は次のようになります

標準的な世帯での下水道使用料シミュレーション(25㎡使用の場合)

(単位:円・税抜)

外海町の場合(現行)	3,000
H17.1月分~H20.3月分	3,035
H20.4月分~H21.3月分	3,500
H21.4月分~H22.3月分	3,900
H22.4月分~	3,900

水道・下水道については、詳しい内容を記載したパンフレットを別途配布します。

市営住宅について

お問合せ先

建設住宅総務課 095-829-1185

外海行政センター 24-0211

市営住宅(現町営住宅)の住宅名が次のとおり変わります。



住宅名	棟名
神浦住宅	31棟・52棟・63棟
夏井住宅	A棟・B棟・C棟
丸尾住宅	A棟・B棟
出津住宅	A棟・B棟・C棟
西出津住宅	A棟・B棟・C棟
高尾住宅	51棟
松本住宅	52棟
松山迫住宅	55棟
永田第1住宅	A棟・B棟
永田第2住宅	C棟・D棟
永田第3住宅	E棟・F棟
池島第1住宅	C1棟・30棟
池島第2住宅	33棟・35棟・37棟・38棟 40棟・44棟・45棟・KA棟

池島第3住宅	44K棟・A3棟・A4棟・A5棟 A6棟・A7棟・A8棟・A9棟 A10棟・A11棟・B1棟 B2棟・B3棟・B4棟・B5棟 ターミナル棟・ショッピング棟
池島第4住宅	51棟・53B棟

市営住宅の入居申込受付について

市営住宅の入居申込受付は、各行政センターおよび長崎市都市整備公社(095-829-2991)で受け付けます。

市営住宅の入居者の選考方法が変わります

これまで、入居者選考委員会で、入居者を選考していましたが、合併後は、抽選会において入居者を決定いたします。

住宅の家賃の算定方法について

合併後は、長崎市の家賃の計算方式に統一されます。ただし、入居者の所得に応じて変動する額を除き、平成21年度までは現在の家賃が増額しないような減額措置を行いません。なお、固定家賃の住宅については、平成21年度までは現在の家賃に据え置かれます。

駐車場使用料の徴収について

自家用車を有する入居者で、住宅敷地内に駐車されている方は、駐車場使用料を長崎市発行の納付書により徴収いたします。

共益費の負担について

住宅敷地内の外灯、階段灯などの電気料、水道料、浄化槽清掃料などの共益費は入居者の方で直接支払っていただくため、住宅ごと等に選任した管理者の方に納付していただきます。

道路及び法定外公共物(里道、水路)について

お問合せ先

- 道路公園総務課 095-829-1162
- 河川課 095-829-1184
- 外海行政センター 24-0211

合併後、旧町道は市道として引き継がれます。

道路占用許可について

市道(上空・地下を含む)への占用(通路や工作物を設置すること)を行う場合は、市の許可が必要となり、占用料をいただく場合がありますので、本庁道路公園総務課または外海行政センターへ申請してください。

道路の境界等について

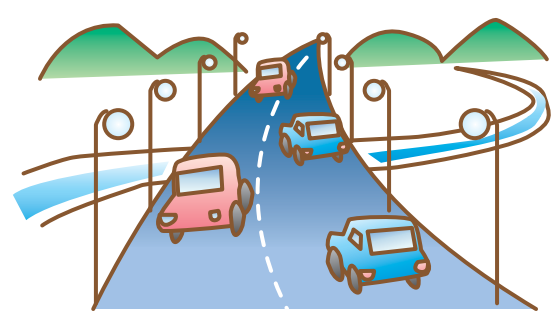
市道上の境界立会等を希望する場合は、本庁道路公園総務課又は行政センターへ申請が必要となります。なお、境界確認証明書、市道証明書、市道幅員証明書、車両制限令に抵触しない旨の証明書は手数料が必要となります。(1件につき300円)

市道への乗り入れ等について

市道への乗り入れ等で道路の構造物(ガードパイプ、側溝等)の形状を変更する必要がある場合は、道路法の規定により、事前に道路公園総務課または外海行政センターへ申請し、承認が必要です。

法定外公共物(里道、水路)について

市道と同様に取り扱いますので、里道については本庁道路公園総務課又は外海行政センターへ、水路については本庁河川課又は外海行政センターへ申請してください。



その他

交通災害共済

現在、多くの人が交通災害共済(年500円の掛金)に加入されていますが、長崎市には交通災害共済制度がありませんので、平成17年1月4日からは加入できません。

しかし、平成17年3月31日までに交通事故に遭われた方は、事故に遭われた日から2年以内までは、見舞金の請求ができますので、行政センターへお問い合わせください。

農地に係る申請届出

農業委員会事務局(TEL. 095-820-6561)で行います。

なお、農地転用及び現況証明等の発行受付は行政センターでも取り扱います。



公共施設マップ



香焼地区

KOUYAGI



香焼行政センター



香焼公民館



香焼小学校



香焼中学校



図書館



香焼教育センター



浄水場



香焼浄化センター



総合運動公園



香焼リサイクルセンター



伊王島地区

IOUJIMA



伊王島海水浴場コスタ・デル・ソル



伊王島ターミナル



伊王島行政センター



伊王島開発総合センター



伊王島中学校



伊王島セントロ・クートラル



灯台記念館



伊王島工場



やすらぎ伊王島



伊王島老人デイサービスセンター



ヴィラ・オリンピカ伊王島

県道伊王島香焼線 未開通
(伊王島大橋建設予定)

高島地区

TAKASHIMA



高島行政センター・高島ふれあいセンター
高島教育センター



高島ふれあいセンター



養護老人ホーム高砂園



高島地区老人デイサービスセンター



高島小・中学校



高島国民健康保険診療所



中の島

端島



いやしの湯



高島ふれあい多目的運動公園



高島港ターミナル



高島石炭資料館

野母崎地区

NOMOZAKI



野母崎行政センター



野母地区公民館



高浜地区公民館・高浜連絡員事務所



脇岬地区公民館・脇岬連絡員事務所



野母崎樺島地区公民館・樺島連絡員事務所



野母崎病院



し尿処理場



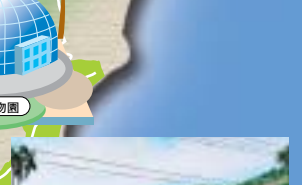
クリーンセンター



三和地区



し尿処理場



野母崎中学校



野母崎小学校



高浜小学校



野母小学校



野母小学校



野母小学校



野母崎文化センター



野母崎体育館



野母崎福祉保健センター



野母崎海の健康村

外海地区

SOTOME

大瀬戸町



外海行政センター



外海行政センター黒崎事務所



外海行政センター池島事務所



外海ふるさと交流センター



開陽山荘



外海公民館



池島地区公民館



出津地区公民館



池島総合開発センター

平瀬

小墓島

母子島

大墓島(沖ノ島)

大角力



琴海町

三方山

クルマキ山

N



神浦中学校



黒崎中学校



外海歴史民俗資料館



遠藤周作文学館

三和地区

SANWA

長崎



川原大池



農水産物直売所・加工所(みさき駅さんわ)



三和公民館



三和行政センター



健康づくりセンター



三和中学校



川原小学校



晴海台小学校



宮崎小学校



三和体育館

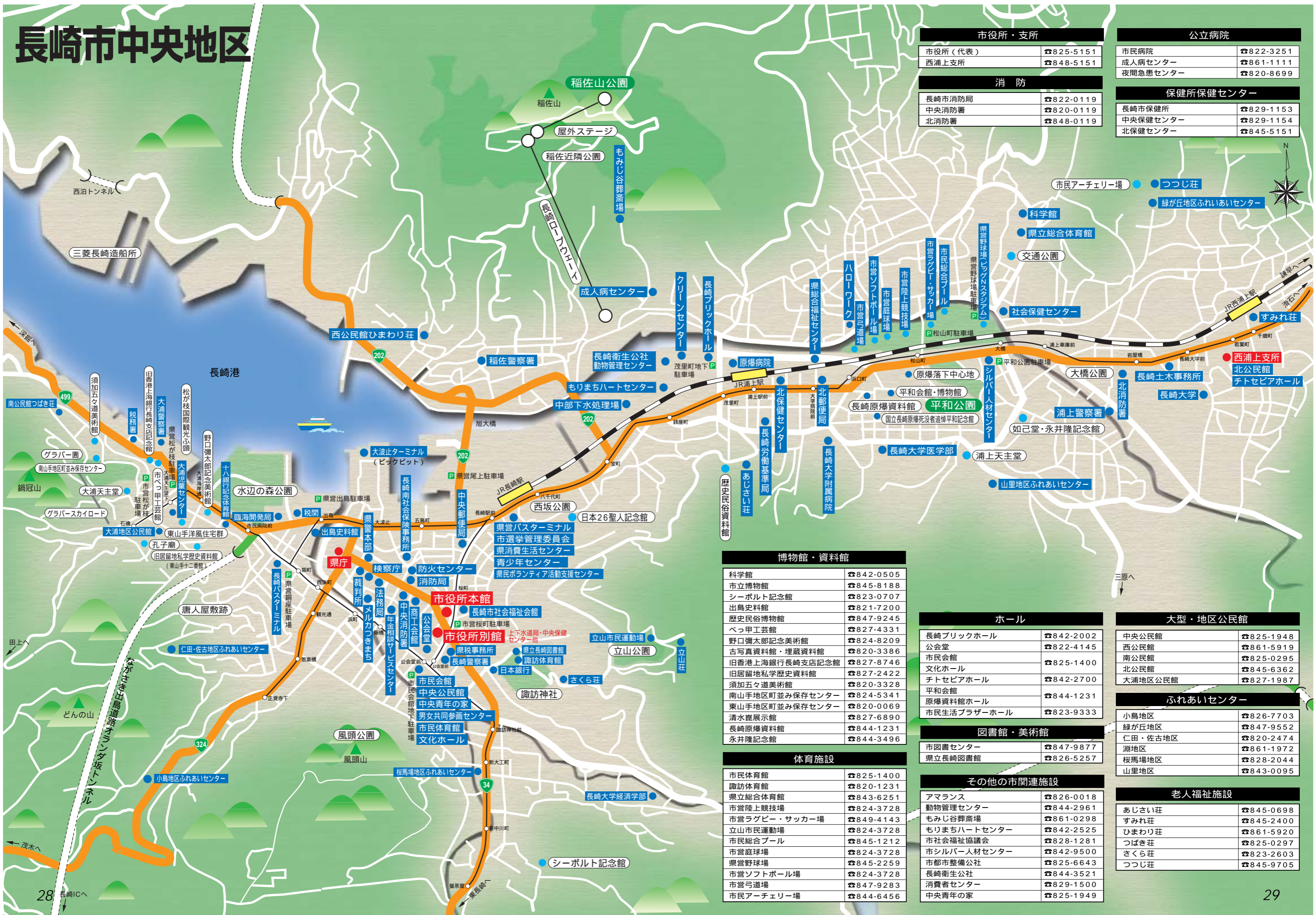


晴海台小学校



宮崎小学校

長崎市中央地区



市役所・支所	
市役所(代表)	☎825-5151
西浦上支所	☎848-5151

消防	
長崎市消防局	☎822-0119
中央消防署	☎820-0119
北消防署	☎848-0119

公立病院	
市民病院	☎822-3251
成人病センター	☎861-1111
夜間急患センター	☎820-8699

保健所保健センター	
長崎市保健所	☎829-1153
中央保健センター	☎829-1154
北保健センター	☎845-5151

博物館・資料館	
科学館	☎842-0505
市立博物館	☎845-8188
シーボルト記念館	☎823-0707
出島史料館	☎821-7200
歴史民俗博物館	☎847-9245
べっ甲工芸館	☎827-4331
野口彌太郎記念美術館	☎824-8209
古写真資料館・埋蔵資料館	☎820-3386
旧香港上海銀行長崎支店記念館	☎827-8746
旧居留地私学歴史資料館	☎827-2422
須加五々道美術館	☎820-3328
南山手地区町並み保存センター	☎824-5341
東山手地区町並み保存センター	☎820-0069
清水窟展示館	☎827-6890
長崎原爆資料館	☎844-1231
永井隆記念館	☎844-3496

ホール	
長崎ブリックホール	☎842-2002
公会堂	☎822-4145
市民会館	☎825-1400
文化ホール	☎825-1400
チトセピアホール	☎842-2700
平和会館	☎844-1231
原爆資料館ホール	☎844-1231
市民生活プラザホール	☎823-9333

図書館・美術館	
市図書センター	☎847-9877
県立長崎図書館	☎826-5257

大型・地区公民館	
中央公民館	☎825-1948
西公民館	☎861-5919
南公民館	☎825-0295
北公民館	☎845-6362
大浦地区公民館	☎827-1987

ふれあいセンター	
小島地区	☎826-7703
緑が丘地区	☎847-9552
仁田・佐古地区	☎820-2474
淵地区	☎861-1972
桜馬場地区	☎828-2044
山里地区	☎843-0095

体育施設	
市民体育館	☎825-1400
諏訪体育館	☎820-1231
県立総合体育館	☎843-6251
市営陸上競技場	☎824-3728
市営ラグビー・サッカー場	☎849-4143
立山市民運動場	☎824-3728
市民総合プール	☎845-1212
市営庭球場	☎824-3728
県営野球場	☎845-2259
市営ソフトボール場	☎824-3728
市営弓道場	☎847-9283
市民アーチェリー場	☎844-6456

その他の市関連施設	
アマランス	☎826-0018
動物管理センター	☎844-2961
もみじ谷斎場	☎861-0298
もりまちハートセンター	☎842-2525
市社会福祉協議会	☎828-1281
市シルバー人材センター	☎842-9500
市都市整備公社	☎825-6643
長崎衛生公社	☎844-3521
消費者センター	☎829-1500
中央青年の家	☎825-1949

老人福祉施設	
あじさい荘	☎845-0698
すみれ荘	☎845-2400
ひまわり荘	☎861-5920
つばき荘	☎825-0297
さくら荘	☎823-2603
つつじ荘	☎845-9705

東部地区



支所	
日見支所	☎838-3104
東長崎支所	☎839-5151
古賀地区支所	☎838-2040
戸石地区支所	☎830-2001

大型・地区公民館	
東公民館	☎838-3732
戸石地区公民館	☎830-2937
日見地区公民館	☎839-8832

老人福祉施設	
東望荘	☎838-3719

体育施設	
長崎東公園コミュニティ体育館	☎830-2011
東望山多目的広場	☎824-3728
東長崎公園運動場	☎830-2011
長崎東公園コミュニティプール	☎838-5705
市民網場プール	☎837-0564
長崎東公園庭球場	☎830-2011
東望山運動場	☎824-3728
東公園運動場	☎830-2011

西部地区

手熊地区

支所	
西部地区事務所	☎841-0118
三重支所	☎850-1111

地区公民館	
手熊地区公民館	☎841-1661
三重地区公民館	☎850-0142

老人福祉施設	
舞の浜荘	☎850-0915
舞岳荘	☎841-1278

体育施設	
さくらの里大芝生公園	
京泊公園多目的広場	☎824-3728
さくらの里庭球場	

南部地区

支 所	
小ヶ倉支所	☎878-5301
土井首支所	☎878-4534
深堀支所	☎871-3101

消 防	
南消防署	☎879-6119



地区公民館	
小ヶ倉地区公民館	☎878-3796
土井首地区公民館	☎878-8809
深堀地区公民館	☎871-2387

福祉施設	
ダイヤモンド・小ヶ倉ふれあいセンター	☎879-4609
しらゆり荘	☎879-0808
おみず荘	☎879-9882

体育施設	
深堀体育館	☎824-3728
南部地区公園多目的広場	
おりおん座公園多目的広場	
南部地区公園ソフトボール場	
市民小ヶ倉プール	☎879-5379



支 所	
滑石事務所	☎857-2978

大型公民館	
滑石公民館	☎856-3751

ふれあいセンター	
滑石地区	☎857-7333
横尾地区	☎856-6572
西北・岩屋	☎843-7109

長崎市との合併に伴うお知らせ

発行／平成16年11月

このパンフレットに関するお問い合わせは、外海町役場(合併後は外海行政センター)まで。

R100 (古紙配合率100%)を使用しています。